

○ 執務資料「児童虐待の防止等に関する法律第 10 条を踏まえた援助要領」の送付について

平 12.11.17 警察庁丁少発第 170 号、警察庁丁生企発第 119 号、
警察庁丁地発第 137 号、警察庁丁搜一発第 144 号、警察庁丁給厚
発第 354 号 警察庁生活安全局少年課長、警察庁生活安全局生活
安全企画課長、警察庁生活安全局地域課長、警察庁刑事局捜査第一
課長、警察庁長官官房給与厚生課長から各管区警察局総務部長、各
管区警察局保安（公安）部長、警視庁生活安全部長、警視庁地域部
長、警視庁刑事部長、警視庁総務部長、各道府県警察本部生活安全部
長、各道府県警察本部地域部長、各道府県警察本部刑事部長、各
道府県警察本部警務部長、各方面本部長あて

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）
の施行に伴う対応要領については、「児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切
な対応について」（平成 12 年 11 月 16 日付け警察庁丙少発第 29 号等）により指示されていると
ころであるが、児童虐待防止法第 10 条を踏まえた援助については、別添執務資料「児童虐待の
防止等に関する法律第 10 条を踏まえた援助要領」に基づき児童相談所等との緊密な連携による
適切な援助に努め、児童の保護の万全を期されたい。

なお、本執務資料については、厚生省と協議済みである。

児童虐待の防止等に関する法律第10条を踏まえた援助要領

◎ 第10条（警察官の援助）

第八条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。

第八条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。

児童相談所長等は、一定の職務執行に際し必要な場合に、警察官の援助を求めることができることが法律で明記された。

児童福祉法第29条による立入調査や同法第33条による一時保護等に際しては、従来から、必要に応じ、警察官による支援が行われていたところであるが、児童相談所長等と警察官との連携協力がより一層円滑かつ効果的に行われるよう、警察官の援助について規定されたものである。

1 援助の要件

警察官の援助を求める能够なのは、「…………これらの職務の執行に際し必要があると認めるとき」である。

(1) 「これらの職務の執行」

本条の対象となる「これらの職務の執行」(以下「職務執行」という。)は、

- ・ 第8条の規定による児童の安全確認
- ・ 第8条の規定による一時保護
- ・ 第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問

の3つである。

しかし、

- ・ 一時保護された児童について保護者がその引渡しを執るように求める場合
- ・ 第12条の措置（面会又は通信の制限）を取られた保護者が前記措置にもかかわらず児童との面会等を執るように求める場合

などは、文理的には第10条の「これらの職務の執行に際し」に該当しないが、本法の趣旨、目的にかんがみ、例えば、児童又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助ができるよう、第10条に準じた対応をすることが適当である。

(2) 「必要があると認めるとき」

児童相談所長等による職務執行に際し、

- ・ 保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合
- ・ 現に児童が虐待されているおそれがある場合

などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合である。

2 援助の手続き等

(1) 援助の要請

援助の要請は、行政組織を一体的に運営し児童の保護の万全を期する観点から、職務執行を行う職員の所属する組織の責任者（児童相談所長等）から警察署長に対して、事前に文書により行われることを原則とする。

ただし、緊急を要する場合には、児童相談所長等から警察署や最寄りの警察官に対し、口頭で要請が行われることもある。このような場合には、事後的に、児童相談所長等が文書を作成し、警察署長に送付することとなる。

援助の要請に係る警察側の窓口は、少年部門とする。

(2) 事前協議

緊急の場合を除き、援助を求められた警察署とこれを要請した児童相談所等との間で、事前協議を行うものとする。

ア 協議で検討すべき事項

事前協議では、警察と児童相談所等とが事案に係る共通認識を持つことが不可欠である。

具体的には、まず、

- ・ 保護者、被害児童その他家族、同居人等の人定事項
- ・ 保護者の性行
- ・ 虐待の態様及び被害児童の状況

等に関する情報を共有しなければならない。

その上で、児童の保護を最優先課題として、警察官と児童相談所等との間の適切な連携と役割分担が実現されるように、必要な警察官の援助の内容やその時期、体制等について具体的に検討を行う必要がある。

事前協議においては、特に、児童相談所長等と警察の持つ情報の突き合わせなどを確実に行い、状況判断に誤りのないようにしなければならない。

イ 出席者等

少年部門からの出席に加え、下記（3）に述べる理由から、状況により、刑事、地域、被害者対策部門等関係部門からも出席し、あるいはこれらの部門と連携を取りつつ協議に臨むなどの対応が必要である。

(3) 援助の実施

援助の要請を受け取るのは、前述のとおの少年部門であるが、援助を実施するのは必ずしも少年部門とは限らない。

事案によっては保護者等による児童相談所長等に対する公務執行妨害や児童に対する傷害等の事件に発展する可能性もあることからかんがみ、また、署内の状況等に応じ、刑事、地域、被害者対策部門等を含め、組織的な対応をする必要がある。

(4) 関係機関の連携

援助に係る手続きが円滑に進められ、児童虐待への対応が適切になされるためには、警察、児童相談所等の関係機関の間で、平素から、会議を通じた情報交換を行うなど、連携を密にする必要があり、そのためネットワークの設立・活性化などに一層の配意が必要である。

3 援助の内容

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

児童相談所長等の職務執行そのものは、児童相談所長等がその権限と専門的な知識に基づき行うものであり（ただし、児童虐待防止法第8条及び児童福祉法第33条第1項に基づき警察官が一時保護の委託を受けたときはこの限りではない。）、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

なお、援助を行うのは警察官であるが、少年補導職員、少年相談専門職員等の警察職員を警察官の補助者として、同道することなどは可能である。

【具体的な措置】

援助を求められた警察官の措置としては具体的には、以下のようなものが考えられる。具体的にいかなる活動を行うかは、前記の事前協議等を通じ個別の事案に即して判断されなければならない。

（1）任意の措置

「個人の生命、身体及び財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務を達成するために必要な範囲内での、国民の権利・自由を制限しない任意の措置が考えられる。～警察法第2条

例えば、次のようなものがある。

- ・ 児童相談所長等の職務執行に対する保護者等からの抵抗を予防するため、また、必要に応じ強制にわたる諸措置を迅速に取ることができるようにするため、職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により児童相談所長等と一緒に立ち入ること。

（2）強制の措置等

ア 警察官職務執行法に基づく措置

保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や児童への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること。

- ・ 警告

例えば、保護者が児童相談所長等に対して暴行、脅迫等の犯罪をまさに行おうとするのを認めたときなどには、その予防のため、保護者に注意、勧告、指示等を行う。

- ・ 制止

例えば、保護者が児童相談所長等に対して暴行、脅迫等の犯罪をまさに行おうとするのを認めたときなどであって、児童相談所長等の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があり、急を要する場合には、犯罪を行わせないように実力によって阻止する。

- ・ 立入り

例えば、保護者が児童相談所長等に対して暴行、脅迫等の犯罪をまさに行おうとするなどの危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危険が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、児童の自宅等に立ち入る。

イ 刑事訴訟法に基づく措置

例えば、児童相談所長等が保護者から暴行等を受けるなど、現に犯罪に当たる行為が行われている場合に、刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなど検挙措置を講じること。

（3）実力の行使

第9条の立入調査等において、保護者等が施錠するなどして、児童相談所長等の立入りを拒む事態が想定される。こうした場合に、鍵を破壊するなどの実力の行使が可能であるかが問題となる。

ア 児童虐待の防止等に関する法律そのものは、こうした実力行使の権限を警察官に与えるものではない。

イ しかし、保護者等が児童相談所長等の立入りを拒む場合であって、例えば、家の中で児童が暴行を受けて悲鳴が聞こえるなど、児童の生命、身体に危害が切迫し、あるいは現に危害が加えられているようなときで、警察官職務執行法第6条第1項の立入りの要件を満たす場合は、立入りのため必要があれば、社会通念上相当と認められる範囲で、鍵を壊すなどして立ち入ることができる。

また、現行犯逮捕の要件を満たす場合において、必要があれば認められる住居等への立入り（刑事訴訟法第220条第1項第1号）についても同様である。

ウ 児童相談所長等が立入調査を行うのに対して、保護者が住居の鍵をかけて立入りを拒んでおり、児童が暴行を受けて悲鳴が聞こえるなど児童の生命、身体に危害が切迫している場合などには、立入調査権限とは別次元の判断から、事態の緊迫度によって正当防衛等として住居の鍵を壊して立ち入り、児童の保護を行う場合もあり得る。

(4) 児童福祉法に基づく間接強制

立入調査は、通常の福祉的対応が不可能な状況下で実施されるものであり、第9条第1項の立入調査等を保護者が拒絶した場合等において、必要と認められるときには、同条第2項及び児童福祉法第62条第1号の規定（間接強制）の適用が考えられる。

<参考>

○ 警察官職務執行法

・ 第5条（犯罪の予防及び制止）

警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危害が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があるて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

・ 第6条（立入）

1 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

（以下省略）

○ 刑事訴訟法

・ 第213条

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

・ 第220条

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第199条（逮捕状による逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第210条（緊急逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。
- 二 逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。

(以下省略)

○ 児童福祉法

・ 第 62 条

次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第 29 条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者（以下省略）